

令和3年度大船渡市飲食店感染防止対策支援金支給要綱

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の飲食店の事業継続及び感染防止対策を支援するため、岩手県（以下「県」という。）の「いわて飲食店安心認証制度」（以下「認証制度」という。）による認証を受けた店舗を営む中小企業者等に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により支援金を支給する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「いわて飲食店安心認証制度」とは、利用者に安心して飲食できる環境を提供することを目的として、県が認証する制度をいう。
- (2) 「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（ただし宿泊業にあつては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）第1条の旅館業の規定による。）及び資本の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数がそれぞれの主たる事業において中小企業者と同等とみなせる法人及び組合をいう。

(対象者)

第3 支援金の支給の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 認証制度による認証を受け、申請時点においてもなお認証が継続していること。
- (2) 市内で認証を受けた店舗を営む中小企業者等で、申請時点で営業実態があり、事業継続の意思があること。
- (3) 岩手県地域企業経営支援金（認証取得事業者支援事業）の支給決定を受けていること。
- (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- (6) 宗教上の組織又は団体でないこと。
- (7) 関係法令を遵守していること
- (8) 暴力団でなく、またその構成員は暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと
- (9) 申請の時点において、過去にこの要綱による支援金の支給決定を受けていないこと。

(支援金の額)

第4 支援金の額は、市内の認証店舗1店舗あたり10万円とする。

(支援金の支給申請)

第5 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大船渡市飲食店感染防止対策支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 岩手県知事が発行した「いわて飲食店安心認証」認証通知書の写し
- (2) 岩手県地域企業経営支援金（認証取得事業者支援事業）支給決定通知書の写し
- (3) 誓約書
- (4) その他市長が必要と認める書類
（支援金の支給決定等）

第6 市長は、支援金の支給の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否について、大船渡市飲食店感染防止対策支援金支給決定通知書（様式第2号）又は大船渡市飲食店感染防止対策支援金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の決定を申請者に通知したときは、当該通知をした日に申請者から請求があったものとみなして、支援金を支給するものとする。

（申請の取下期日）

第7 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、申請者が支援金の支給決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（支援金の支給）

第8 市長は、支援金の支給決定を通知したときは、速やかに支援金を支給する。

（支給決定の取り消し）

第9 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 第3に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の支給を受けたとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、支援金の支給決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、当該支給を受けた対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補則）

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月22日から施行する。